令和4年度第20回庁議提案 審議・報告・その他

提出日:令和5年1月24日

担当部 • 課:建設部河川港湾高規格道路整備推進課

[内線5606]

① 件 名

国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所との災害時における海上輸送体制の支援協力 に関する協定の締結について

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

国土交通省では、災害時の陸路分断等を想定し、海上輸送による救助・救援や物資輸送等を行うため、船舶を活用した災害支援の取組を進めている。

また、近年、全国各地において地震や風水害等による災害が頻発化している現状を踏まえ、本市における災害等による被害を想定し、陸路が寸断した場合の災害時の輸送体制の確保を図るため、「災害時における海上輸送体制の支援協力」について、これまで国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所と協議を行ってきた。

【目的】

同所との協議が整ったことから、災害時における海上輸送体制の支援協力に関する協定を締結し、 災害時及び災害発生の恐れがある場合に、救援物資や人員輸送等の支援を受けることにより、市民生 活の早期安定を図る。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市地域防災計画【共通編】第1章 第2節 基本方針

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

令和4年10月~ 国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所と協定締結に向けた協議

⑤ 主な内容

1 協定内容

国土交通省東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所は石巻市に対し、災害対策及び災害復旧に必要な海上輸送体制の支援協力を行う。

2 協定締結期間

協定締結の目から令和5年3月31日(1年ごとに自動更新)とする。

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

災害時に必要な海上輸送体制の支援を受けることで、特に陸路が寸断して孤立した地域(離島を含む。)において、海上輸送を活用した緊急物資や生活物資、救援部隊や被災者の輸送等、迅速な災害対応及び災害復旧の体制強化が見込まれる。

【市財政への負担】

支援要請に基づく現地活動に係る燃料費等を負担する。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

国直轄事務所と自治体での海上輸送に関する協定締結は、全国で本市が初めてとなる。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和5年2月27日 協定締結式

9 その他

本市における災害援助協定締結状況(令和4年12月末日現在)

内 訳	協定数	備考
自治体間相互応援協定	16協定 (20自治体)	1 女川町、東松島市 2 宮城県 3 茨城県ひたちなか市 4 神奈川県平塚市 5 東京都 中央区 7 大崎市、山形県酒田市 (みち)湯沢市、山形県酒田市 (みち)湯沢市 9 山形県河北町、徳島県藍住町 10 熊本県八代市 11 香京都県八代市 11 香京都県八代市 11 香東京都に 12 東野県両 13 長野県芦屋市 14 兵庫県萩市 15 山川県萩市 16 新潟県柏崎市
広域避難に関する協定 (原子力防災)	2 7 協定	宮城県内27市町村
広域関連団体災害協定	10協定	石巻地区広域行政事務組合(消防関係) 石巻地方広域水道企業団 宮城県石巻警察署 宮城県河北警察署
支援協力に関する協定	177協定	各民間企業等関係(136協定) 福祉避難所関係(41協定)
計	230協定	